

【様式1】「第二次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」5か年計画(24~28年度)

案

報告機関名(児童家庭課)

基本的な方向	項目		現状(H24.3.31時点)	事業名	これまでの取組 <平成23年度>	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	第二次計画で 目指すべき姿	担当課 (担当・内線)	計画冊子 記載 ページ		
	具体的支援 の方向	取組の内容																
1 就業 支援	①就業のため の支援	◆母子家庭等就業・自立支援センターによる就業支援 ・就業情報の提供、就業のあつせん ・移動相談の拡充 ・無料職業紹介事業の充実 ◆臨時の任用職員の雇用に関する情報提供 ◆ハローワークとの連携 ・求人情報の提供等 ・母子自立支援プログラム策定支援事業	◆母子家庭の常用化は進まず、無職の方の割合は増加 ◆不安定な就業や就労収入が低い	◆母子家庭等自立支援事業	◆母子家庭等就業・自立支援センターにおいて自立に向けた支援の実施 ◇就業情報の提供、就業のあつせん、移動相談、 - 就業相談件数：1522件 - 就職者数：109人 - 移動相談：19回 ◇無料職業紹介事業 - 求人登録件数：399件 ◆県において臨時の任用職員を雇用する場合に母子家庭等就業・自立支援センターへ求人の情報を提供 - 件数：376件 ◆児童扶養手当受給者の自立・就業支援のためのプログラムを策定する母子自立支援プログラム策定事業を実施 - 支援要請者：36人 (前年度からの継続者含む) - 就職決定者数：26人 (前年度からの継続者含む)	◆就業時間の制限や希望職種の求人が少ないとなどにより、安定した就業につながらない ◆不安定な就業や就労収入が低い状況の改善	◆母子家庭等就業・自立支援センターによる取り組みを継続すると共に、就職者数増加に向けた就業情報の積極的な確保と当該センター自体のPRの強化 ◆市町村における臨時の任用職員求人の情報をハローワークへ提供するよう趣旨を徹底	◆母子家庭等就業・自立支援センターにおいて自立に向けた支援の実施 ◇就業情報の提供、就業のあつせん、移動相談、 ◇無料職業紹介事業 ◆県において臨時の任用職員を雇用する場合に母子家庭等就業・自立支援センターへ求人の情報を提供 市町村への趣旨の徹底 ◆児童扶養手当受給者の自立・就業支援のためのプログラムを策定する母子自立支援プログラム策定事業を実施								・母子家庭等就業・自立支援センターの就業支援により安定した職業への就職につながり、就職者数が増加している。 <H28 就職者数：150人>	児童家庭課 (大崎・2343)	24 25
	【中央西】 ・相談に応じ、随時対応	母子家庭等自立支援事業	【中央西】 ・相談に応じ、随時対応	【中央西】 ・関係機関との連携	【中央西】 ・関係機関との連携	【中央西】 ・関係機関との連携	【中央西】 ・関係機関との連携	【中央西】 ・相談に応じ、随時対応						【中央西】 ・相談があった際に、然るべき機関へ繋ぐことができる	健康長寿政策課 (本光・9666)			
	【中央西】 ●生活保護世帯のひとり親家庭等に対して、 ・就業に応じない者が多い ・最低生活を超える常用就職に至るケースが少ない ・就労能力、子育て等の関係でパート・アルバイト就労が多い			【中央西】 ●生活保護世帯のひとり親家庭等に対して、 - 地域的な要因や資格・能力の有無等の観点から、適職に至るまでの道が険しい - 生活保護受給者にも積極的な就労促進が求められており、利用可能な諸施策等の有効活用を図りながら就労自立を目指す - 就労支援員による就労支援指導		【中央西】 ●生活保護世帯のひとり親家庭等に対して、 - 生活保護受給者による就労支援プログラムの活用 - 無料職業相談所による就業支援 - 子育てや養育に時間を要し、十分な就職活動が困難な場合 - ケースワークによる就労支援指導		【中央西】 ●生活保護世帯のひとり親家庭等に対して、 - 就労支援プログラムに基づく就労支援 - 関係機関との連携による取組 - 諸施策の活用による就業インセンティブの向上						【中央西】 ●生活保護世帯のひとり親家庭等に対して、 ・就労可能な者に対しては、積極的に就労活動の取組みを働きかけ早期の保護脱却を目指す				

【様式1】「第二次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」5か年計画(24~28年度) 案

報告機関名(児童家庭課)

基本的な方向	項目		現状(H24.3.31時点)	事業名	これまでの取組 <平成23年度>	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	第二次計画で 目指すべき姿	担当課 (担当・内線)	計画冊子 記載 ページ							
	具体的支援 の方向	取組の内容																					
1 就業支援	②資格や技能の取得への支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆資金面での支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭等自立支援事業 ◆母子寡婦福祉資金貸付事業 ◆高等職業訓練促進給付費補助制度を実施していない市がある ◆技能を取得するための講座や職業訓練の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭等就業・自立支援センターによる支援の拡充 ・公共職業訓練の実施 			<ul style="list-style-type: none"> ◆就業支援の充実の要望が多い。 <ul style="list-style-type: none"> ◆母子寡婦福祉資金貸付事業 ◆高等職業訓練促進給付費補助制度を実施していない市がある ◆技能を取得するための講座や職業訓練の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・就業支援講座 1回 			<ul style="list-style-type: none"> ◆資金面での支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援教育訓練給付費 6件(市分3、町村分3) ・高等職業訓練促進給付費 156件(市分137、町村分19) ・母子寡婦福祉資金貸付事業 貸付件数:272件 (高知市135、県137) ◆技能を取得するための講座や職業訓練の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・就業支援講座 1回 		<ul style="list-style-type: none"> ◆自治体における資格取得や技能習得のための制度(国)の実施及び周知 	<ul style="list-style-type: none"> ◆自治体が実施していない資格取得や技能習得のための制度(国)について(高等職業訓練促進給付費補助制度)実施していない自治体に対する実施の働きかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ◆資金面での支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援教育訓練給付費補助 ◆母子及び寡婦福祉資金貸付 ◆技能を取得するための講座や職業訓練の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・就業支援講座 								<ul style="list-style-type: none"> ◆資格や技能習得への支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金(H25から父子拡大) ・母子寡婦福祉資金貸付金 ◆ひとり親の職業訓練中の託児サービス <ul style="list-style-type: none"> ・事業継続の検討 ◆母子家庭等就業・自立支援センター事業の中で実施 <ul style="list-style-type: none"> ・パソコン等講座の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な補助や貸付制度が活用され、就職者数が増加している。 	児童家庭課 (大崎・2343)	26 27
		<ul style="list-style-type: none"> ●有効求人倍率0.64倍と依然雇用情勢は厳しい状況にある 			<ul style="list-style-type: none"> ◆委託訓練事業 		<ul style="list-style-type: none"> ◆さらなる就職率の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ◆引き続き民間の教育訓練機関に委託した公共職業訓練の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・全体訓練受講者 980人 就職者 562人 就職率 70.87% ・母子家庭の母等枠 受講者 12人 就職者 8人 就職率 72.73% 	<ul style="list-style-type: none"> ◆民間教育訓練機関に委託してパソコンや介護の資格習得等を目指す職業訓練を実施するとともに、県に配置した巡回就職支援指導員による就職支援を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◆民間教育訓練施設に委託した公共職業訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◆民間の教育訓練施設に委託した公共職業訓練の実施 		雇用労働政策課 (吉岡・2572)										

【様式1】「第二次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」5か年計画(24~28年度) 案

報告機関名(児童家庭課)

基本的な方向	項目		現状(H24.3.31時点)	事業名	これまでの取組 <平成23年度>	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	第二次計画で 目指すべき姿	担当課 (担当・内線)	計画冊子 記載 ページ
	具体的支援 の方向	取組の内容														
1 就業 支援	③事業主への啓発	◆事業主への助成制度の広報は、母子家庭等就業・自立支援センター等での取り組み	◆母子家庭等自立支援事業センターや関係機関へのチラシ配布を実施	◆母子家庭等就業・自立支援センターから関係機関へのチラシ配布	◆事業主への助成制度の広報は、母子家庭等就業・自立支援センターから関係機関へのチラシ配布に止まっていることから、事業主への直接的な周知方法を検討	◆事業主への助成制度の広報	◆事業主への助成制度の広報は、母子家庭等就業・自立支援センターから関係機関へのチラシ配布に止まっていることから、事業主への直接的な周知方法を検討	◆事業主への助成制度の広報は、母子家庭等就業・自立支援センターによる実施	児童家庭課 (大崎・2343)	27						

【様式1】「第二次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」5か年計画(24~28年度) 案

報告機関名(児童家庭課)

基本的な方向	項目		現状(H24.3.31時点)	事業名	これまでの取組 <平成23年度>	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	第二次計画で 目指すべき姿	担当課 (担当・内線)	計画冊子 記載 ページ
	具体的支援 の方向	取組の内容														
2 経済的支援	①経済的支援制度の充実	◆経済的支援制度による支援の実施 ・児童扶養手当費 ・母子・寡婦福祉資金貸付事業 ・ひとり親家庭医療費助成事業 ・生活福祉資金貸付事業 ・高等学校等奨学金貸付事業	◆父子世帯では就労収入が200万円以下の世帯が増加 H17.29.7% ⇒ H22.41.7% (H22実態調査) ◆手当・年金の増額の要望が高い	◆母子寡婦福祉資金貸付事業 ◆ひとり親家庭医療費助成事業 ◆児童扶養手当費	◆母子寡婦福祉資金貸付事業 ◆就労収入が低いことへの改善 ◆手当・年金の増額の要望が高い	◆ニーズに応じた支援事業の継続実施	◆ニーズに応じた支援事業の予算確保	◆修学資金、就学支度資金(母子寡婦福祉資金貸付金)などの貸付 ◆ひとり親家庭医療費助成制度などの必要なサービスの活用がなされている						児童家庭課 (大崎・2343)	28	
		◆県社会福祉協議会で実施している「生活福祉資金貸付事業」への相談者に対する情報提供をしている	◆生活福祉資金貸付事業	◆県社会福祉協議会で実施している「生活福祉資金貸付事業」への相談者に対する情報提供	◆母子・寡婦福祉資金貸付制度の保証人や支払時期等の条件に合わせて、生活福祉資金貸付事業で対応する場合もある	◆県社会福祉協議会で実施している「生活福祉資金貸付事業」への相談者に対する情報提供	◆県社会福祉協議会で実施している「生活福祉資金貸付事業」への相談者に対する情報提供	◆「生活福祉資金貸付事業」相談者への「母子・寡婦福祉資金貸付制度」の情報提供						地域福祉政策課 (太田・2316)		
		◆収入(所得)基準額へのひとり親加算がある	◆高知県高等学校等奨学金貸付事業	◆収入(所得)基準額へのひとり親加算 260,000円	◆制度の周知	◆収入(所得)基準額へのひとり親加算の継続及び制度の周知	◆制度案内の作成、配布	◆高知県高等学校等奨学金の貸与						高等学校課 (中島・4893)		

【様式1】「第二次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」5か年計画(24~28年度) 案

報告機関名(児童家庭課)

基本的な方向	項目		現状(H24.3.31時点)	事業名	これまでの取組 <平成23年度>	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	第二次計画で 目指すべき姿	担当課 (担当・内線)	計画冊子 記載 ページ	
	具体的支援 の方向	取組の内容															
2 経済的 支援	②養育費確保 のための支援 ◆相談機能の充実 ・法律相談事業 の充実	◆広報・啓発活動 の実施 ・養育費確保に 向けた啓発の 推進	◆就労収入が低いことに 加え、養育費を受け取っ ていない世帯が多い	◆母子家庭等自立支援事業 ◆母子家庭等就業・自立支援 センターにおける無料法律相 談 17回 90件	◆パンフレットの配布 ◆母子家庭等就業・自立支 援センターにおいて無料法律 相談の実施	◆養育費を受け取っていない 世帯が多い	◆パンフレットの配布 ◆母子家庭等就業・自立支 援センターにおいて無料法律 相談の実施	◆無料法律相談の拡充 ◆母子家庭等就業・自立支 援センター事業において無料法律相 談を実施		・回数の増加 H24:17回 ⇒ H25:24 回					・相談機関の情報が行き渡 り、必要な無料法律相談機 関や養育費相談支援セン ターなどの相談機関の活用 がなされている	児童家庭課 (大崎・2343)	29

【様式1】「第二次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」5か年計画(24~28年度) 案

報告機関名(児童家庭課)

基本的な方向	項目		現状(H24.3.31時点)	事業名	これまでの取組 <平成23年度>	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	第二次計画で 目指すべき姿	担当課 (担当・内線)	計画冊子 記載 ページ						
	具体的支援 の方向	取組の内容																				
③ 日常生活支援	①保育・子育て支援の充実	◆保育サービス等の充実 ・保育所優先入所の推進 ・保育サービス等の充実	◆母子生活支援施設において、母子世帯が安心して相談できる体制の整備相談員研修参加 年12回 (H24.4現在の入所世帯数・者数2施設24世帯65人: 安芸和光奈・ちぐさ) ◆母子等支援員による相談、専門機関への紹介	◆母子生活支援施設への入所様々な理由により入所を希望する母子世帯の入所を支援した。 ◆母子等支援員による相談、専門機関への紹介	◆DV入所の増加により、子どもも含めた心理面でのケア(発達障害を含む)が求められていることへの対応。 ◆市町村と母子生活支援施設の連携、情報共有	◆H24.4から専門職(認定心理士)を配置し、心理面への支援を充実させる。(ちぐさ)	◆母子生活支援施設において、母子世帯が安心して相談できる体制の整備相談員研修参加 年25回 (安芸和光奈10回、ちぐさ15回) ◆DVなどにより被害を受けた児童及び保護者に対する心理士の心理療法の実施(ちぐさ) ◆母子等支援員による相談、専門機関への紹介 ◆ちぐさに加え、安芸和光奈においてもH25.4から一時保護を開設	◆母子生活支援施設への入所 様々な理由により入所を希望する母子世帯の入所を支援 ◆母子等支援員による相談、専門機関への紹介 ◆母子生活支援施設と市町村の連携・情報共有														
		◆子育てや生活面での支援体制の整備 ・子育て短期支援事業の実施 ・放課後児童クラブの充実 ・地域子育て支援センター等の拡充 ・母子生活支援施設の支援機能の充実	◆地域子育て支援センターの設置状況 21市町村41ヶ所	◆地域子育て推進事業	◆地域子育て支援センター職員への研修会開催(11/2)92名参加 ◆地域子育て支援センターの職員や利用者から子育て支援についてのニーズ等の聞き取り	◆地域子育て支援センターの機能の強化	◆地域子育て支援センター職員への研修 ◆地域子育て支援センター同士の交流会の開催 ◆地域子育て支援センターの機能強化の取り組みへの支援	◆地域子育て支援センター職員への研修 研修会の開催(年2回) 交流会の開催(年4回) ◆子育て支援推進事業費補助金による機能強化への支援	・地域子育て支援拠点施設への支援					・子ども・子育て支援新制度への対応			◆それぞれの地域子育て支援センターで、所在する市町村の子育て資源について熟知し、利用者に会った子育てサービスを提供できる。また、センターでも職員が相談に適切に応じ、関係機関とも連携して適切な対応がとれる。	少子対策課 (吉村・2344)				
		◆保育サービス等 ・延長保育 97か所 ・休日保育 1か所 ・一時預かり 31か所 ・病児・病後児保育 7か所	◆保育サービス促進事業	◆保育サービス等 ・延長保育 97か所 ・休日保育 1か所 ・一時預かり 31か所 ・病児・病後児保育 7か所	◆保育サービスに必要な保育士の確保 ◆病児・病後児保育における連携病院等の確保	◆多様な保育ニーズに対する保育サービスを充実し、促進する。	◆保育サービス等の充実 △保育所優先入所の促進を市町村へ働きかけ △保育サービス等の充実のために、延長保育、休日保育、一時預かり、病児・病後児保育の充実を市町村へ働きかけ	◆保育サービス等の充実 ・保育所優先入所の推進 ・延長保育・一時預かり・休日保育・病児病後児保育などの必要な保育サービスの充実					・市町村において、安心して働くための保育先の確保や、延長保育・休日保育・一時預かり・病児病後児保育などの必要な保育サービスの提供がなされている。			幼保支援課 (北添・有岡・3283)						

【様式1】「第二次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」5か年計画(24~28年度) 案

報告機関名(児童家庭課)

基本的な方向	項目		現状(H24.3.31時点)	事業名	これまでの取組 <平成23年度>	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	第二次計画で 目指すべき姿	担当課 (担当・内線)	計画冊子 記載 ページ
	具体的支援 の方向	取組の内容														
3 日 常 生 活 支 援	①保育・子育て支援の充実 ◆保育サービス等の充実 ・保育所優先入所の推進 ・保育サービス等の充実 ◆子育てや生活面での支援体制の整備 ・子育て短期支援事業の実施 ・放課後児童クラブの充実 ・地域子育て支援センター等の拡充 ・母子生活支援施設の支援機能の充実	◆子どもたちが放課後に安全に過ごせる場所が全小学校区の約9割に設置された。	◇放課後子どもプラン推進事業	◇安全で健やかな放課後の子どもの居場所づくりと学びの場充実への支援 放課後児童クラブ・子ども教室 161か所(実施校率84%)	◇学校・地域・家庭の連携が弱いところがある。	◇安全で健やかな放課後の子どもの居場所づくりと学びの場充実への支援	◇放課後子どもプラン(児童クラブ・子ども教室)実施への支援 ・運営補助・研修 ・利用料減免への助成 ・学習支援者の謝金等	◇安全で健やかな放課後の子どもの居場所づくりと学びの場充実への支援						◇放課後児童クラブの充実 (※放課後子ども教室とともに「放課後子どもプラン」として推進)	生涯学習課 (津田・3270)	30 31

【様式1】「第二次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」5か年計画(24~28年度) 案

報告機関名(児童家庭課)

基本的な方向	項目		現状(H24.3.31時点)	事業名	これまでの取組 <平成23年度>	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	第二次計画で 目指すべき姿	担当課 (担当・内線)	計画冊子 記載 ページ	
	具体的支援 の方向	取組の内容															
③日常生活支援	②住宅確保のための支援	◆住居を確保するための取り組みの実施 ・公営住宅への入居について優遇措置を実施	◆ひとり親家庭等を支援する観点から、県営住宅への入居者選考において、入居決定抽選が2回できる取扱いを実施。	◆県営住宅管理	◆「高知県営住宅の設置及び管理に関する条例」の改正を行い、平成24年度から募集する空室の抽選の際、ひとり親家庭等の入居当選確率を高める新たな優遇措置を実施することとした。	県営住宅をはじめとする公営住宅は、公営住宅法により住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で賃貸し、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としており、入居にあたっては、原則として公募によることがされている。 このため、すべての該当世帯の入居希望にこたえることができない。	ひとり親家庭の住宅確保のための支援として、県営住宅への入居者選考において、当選確率の高くなる優遇措置を講じていく。	ひとり親家庭の住宅確保のための支援として、県営住宅への入居者選考において、当選確率の高くなる優遇措置を講じていく。	年4回、県営住宅への入居者募集を実施。 入居者選考において、ひとり親家庭等の世帯については、当選確率の高くなる優遇措置を講じていく。						・ひとり親世帯の入居しやすい環境の構築	住宅課 (山本-2893)	32

優遇措置の実施効果の検証
検証に伴う見直し

【様式1】「第二次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」5か年計画(24~28年度)

案

報告機関名(児童家庭課)

基本的な方向	項目		現状(H24.3.31時点)	事業名	これまでの取組 <平成23年度>	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	第二次計画で 目指すべき姿	担当課 (担当・内線)	計画冊子 記載 ページ
	具体的支援 の方向	取組の内容														
④情報提供・相談支援	①相談機能の充実・強化 ◆ひとり親家庭を支援する関係者の資質向上・母子自立支援員の資質向上	◆元的な相談体制の充実・関係機関と連携した相談体制の充実 ◆母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、相談内容に応じて、こうち男女共同参画センター、女性相談支援センター、市町村や福祉保健所などの関係機関と連携して相談支援を実施 ◆県においては児童家庭課に2名の母子自立支援員を配置、母子寡婦福祉資金貸付制度や各種相談業務を実施	◆母子家庭等就業・自立支援センターで実施している相談事業の中での、ケースに応じた支援や紹介などを実施	◆母子家庭等就業・自立支援センターと連携及び情報共有	◆効率的な関係機関との連携及び情報共有方法の検討	◆効率的な関係機関との連携及び情報共有方法の検討	◆母子家庭等就業・自立支援センターなどの関係機関との連携及び情報共有 ◆市町村、県福祉保健所、未収金対策担当課との連携を図りケース毎に対応できる体制の構築							・支援施設や相談機関の連携が十分に図られ、ニーズに応じた支援がなされている	児童家庭課(大島・2343)	33
	【中央西】 ・母子児童担当部門での情報共有及び協議を行う ・生活保護担当との連携を図る ・市町村との情報共有を行なう 【安芸】 ・市町村担当者等と連携した相談体制が取れている ・市町村及び対象者から相談に丁寧に対応【須崎】 ・母子家庭の収入が少なく、自立支援給付金事業(高等職業訓練)や貸付の相談があるが、複数の制度の組み合わせが必要な事例もある	・自立支援教育訓練給付金事業 ・母子寡婦福祉資金貸付事業 ・母子家庭等自立支援事業 ・家庭児童相談 ・生活保護	【中央西】 ・生活保護担当者との連携による訪問 ・市町村担当者との相互連絡による情報共有 【中央西】 ・市町村担当者等と連携した相談体制が取れた ・市町村及び対象者からの相談に丁寧に対応【須崎】 ・母子家庭等自立支援事業の相談対応件数:8件 ・母子寡婦福祉資金貸付相談件数:17件 ・児童家庭相談(母子家庭分) 母子生活支援施設入所:1件 ・生活保護での母子家庭対応件数:4件	【中央西】 ・県及び市町村担当者の各支援制度に対する理解促進【安芸】 ・制度の周知 ・関係機関との連携の充実【須崎】 ・経済的困窮は問題が複雑であり、生活保護や債務問題対応機関との連携が必要な場合もある。安易なカードローンの利用等消費者教育が必要と思われる事例もある ・短期の自立支援事業は20%補助であり、相当の自己資本が必要であること、申請手続きの手間から、利用につながらない(過去40%の時期には年間1例程度利用があつた)	【中央西】 ・関係部署との連携強化 ・市町村への情報提供【安芸】 ・対象者への制度の周知 【須崎】 ・母子児童担当部門での情報共有及び協議の徹底 ・生活保護担当との連携 ・必要に応じて市町村担当者へ情報提供を行う ・関係事業の研修会への参加【安芸】 ・市町村及び関係機関と連携した周知	【中央西】 ・母子児童担当部門での情報共有及び協議の徹底 ・生活保護担当との連携 ・必要に応じて市町村担当者へ情報提供を行う ・各研修会への参加 ・制度の周知 ・相談の充実	【中央西】 ・窓口での対応がスムーズであり、相談者が相談しやすい環境にある 【安芸】 ・対象者への制度が周知され、安心して利用できるよう体制が整う	健康長寿政策課(木光・9666)								
	◆療育福祉センターの相談部では、年間約1,400件の相談を受け、9割以上が障害相談、その他の大半は育成相談。障害相談の多くは知的障害相談。育成相談では、発達障害の相談が増加。	◆児童相談所関係事業	◆療育福祉センター相談部での相談種別受付件数 保健相談 2件 障害相談 1,289件 育成相談 121件 合 計 1,412件	◆専門的な人材の育成と専門性の向上 ◆保護者等のニーズに沿った情報提供	◆市町村、相談機関等との連携 ◆地域の保育所、療育機関等に対する専門的な支援 ◆保護者の障害受容等の支援の充実	◆市町村職員研修会の開催 ◆市町村、保育所等への巡回相談の実施 ◆地域自立支援協議会等への参加 ◆保護者等が必要とする情報の積極的な発信	◆子どもの障害相談の実施 ◆市町村等の支援 ・市町村職員研修会の開催・保育所への巡回相談の実施 ◆(仮称)高知県子ども総合センターの施設整備の検討(H25年度から)	子どもの問題に対して相談援助活動を行う専門的な福祉行政機関として活用がなされている。	障害保健福祉課(森木・9633)							
	◆消費生活センター、女性相談支援センター、こうち男女共同参画センター「ソーレ」の相談窓口で、関係機関と連携しながら相談対応を行っている。	◆消費者行政推進事業費 ◆こうち男女共同参画センター「ソーレ」の相談窓口で、女性相談支援センター費 ◆DV被害者支援事業費	◆消費生活センター相談件数 3,755件 ◆女性相談支援センター相談件数 1,524件 ◆こうち男女共同参画センター相談件数 1,322件	◆相談内容に応じ、有効な情報提供ができるよう、各相談窓口間でのネットワークの形成	◆各相談窓口での取組を充実、継続していくと共に、内容に応じて母子家庭等就業・自立支援センター等と連携して情報提供を行うよう、担当者に徹底する。	◆消費生活センター、女性相談支援センター、こうち男女共同参画センター「ソーレ」の各相談窓口で受けた内容に応じ、母子家庭等就業・自立支援センター等と連携して情報提供を行う。 ・各窓口の担当者名簿の情報共有	◆母子家庭等就業・自立支援センター等と連携した相談体制の充実	・母子家庭等就業・自立支援センターと連携し、ひとり親家庭の自立に向けた一元的な情報提供ができる。	県民生活・男女共同参画課(森、谷脇・9651)							

【様式1】「第二次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」5か年計画(24~28年度) 案

報告機關名(児童家庭課)

基本的な方向	項目		現状(H24.3.31時点)	事業名	これまでの取組 <平成23年度>	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	第二次計画で 目指すべき姿	担当課 (担当・内線)	計画冊子 記載 ページ
	具体的支援 の方向	取組の内容														
情報提供・相談支援	②情報提供機能の充実	◆相談窓口の周知 ◆現行支援制度の周知 ・支援制度の周知と活用の推進	◆母子・父子・寡婦福祉のしおりを市町村等の関係機関を通じて配布・周知 ◆母子家庭等自立支援事業 ◆母子寡婦福祉資金貸付事業	◆母子家庭等自立支援事業 ◆母子寡婦福祉資金貸付事業	◆配布部数:3,500部 配布先:34市町村 他34か所	◆周知度の向上	◆情報提供方法の検討	◆母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ホームページを開設し、制度、窓口等の情報発信を実施 ◆母子家庭等就業・自立支援センターにおける情報発信 ◆母子・父子・寡婦福祉のしおりの配布						・支援施設や相談機関の連携が十分に図られ、ニーズに応じた支援がなされている	児童家庭課 (大崎・2343)	34
			【中央西】 ・福祉保健所の窓口へチラシ等を設置する ・ホームページ等による周知を行う ・個別の相談・訪問等の際に案内を行う 【須崎】 ・市町村の窓口で制度紹介 ・母子父子寡婦福祉のしおりを見て相談に来る人が多い 【幡多】 ・児童家庭課作成の母子家庭自立支援事業費補助金パンフレット、母子・父子・寡婦福祉のしおりを庁舎入り口にて配布 ・福祉保健所のホームページ、各種しおり掲載で周知 【安芸】 ・制度の周知 ・市町村及び対象者からの相談に丁寧に対応	【中央西】 ・自立支援教育訓練給付金事業 ・母子寡婦福祉資金貸付事業 ・母子家庭等自立支援事業	【中央西】 ・福祉保健所の窓口へのチラシ等の設置 ・ホームページへの支援制度の掲載による周知 ・相談・訪問時などにおける個別の案内 【須崎】 ・福祉保健所に相談があつた事例にもしおりを配布、相談窓口や制度を説明 【幡多】 ・福祉保健所のホームページ、各種しおり掲載で周知 ・児童家庭課作成の母子家庭自立支援事業費補助金パンフレット、母子・父子・寡婦福祉のしおりを庁舎入り口にて配布 【安芸】 ・市町村担当者等と連携した相談体制 ・市町村及び対象者からの相談に丁寧に対応	【中央西】 ・閲覧者が限定されやすい ・他機関で実施している支援制度の把握 ・ホームページへの情報の更新 【安芸】 ・制度の周知 ・関係機関との連携の充実	【中央西】 ・関係機関との連携 ・他機関での支援制度の理解 ・タイムリーな情報の更新 【安芸】 ・対象者への制度の周知	【中央西】 ・事務所の窓口へチラシ等を設置する ・ホームページ等による周知を行う ・個別の相談・訪問等の際に案内を行う 【安芸】 ・市町村及び関係機関と連携した周知	【中央西】 ・事務所の窓口へチラシ等を設置する ・ホームページ等による周知 ・個別の相談・訪問等の際に案内を行う 【安芸】 ・制度の周知・相談の充実・関係機関との連携 【須崎】 ・しおりや広報、ホームページを活用して相談窓口や制度の情報提供と周知を行う					・相談窓口が広く周知され、求められる情報の入手場所や内容がわかりやすいものである	健康長寿政策課 (本光・9666)	
		◆民生委員・児童委員が地域で住民からの相談に対応。	◆民生委員・児童委員活動事業	◆民生委員・児童委員が地域で住民からの相談に対応。	◆民生委員・児童委員活動の周知	◆民生委員・児童委員の活動について周知し、地域での身近な相談相手であることを知っていただく	◆民生委員・児童委員の活動について広報等により周知し、地域での身近な相談相手であることを知っていただく	◆民生委員・児童委員活動の理解・周知を進める						・民生委員・児童委員活動の理解・周知が進み、地域で支援の必要な方が、適切な支援制度につながる。	地域福祉政策課 (太田・2316)	
		◆療育福祉センターのホームページ等での周知	◆児童相談所関係事業	◆療育福祉センターのホームページ等での周知	◆療育福祉センターの相談部以外との情報共有や中央児童相談所との連携	◆相談情報の積極的な発信	◆療育福祉センターのホームページ等で相談に関する情報提供	◆ホームページ等で相談に関する情報提供						関係機関との緊密な連携が図られ、相談者に必要な支援が行えている。	障害保健福祉課 (森木・9633)	

【様式1】「第二次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」5か年計画(24~28年度) 案

報告機関名(児童家庭課)

基本的な方向	項目		現状(H24.3.31時点)	事業名	これまでの取組 <平成23年度>	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	第二次計画で 目指すべき姿	担当課 (担当・内線)	計画冊子 記載 ページ
	具体的支援 の方向	取組の内容														
④情報提供・相談支援	②情報提供機能の充実	◆相談窓口の周知 ◆現行支援制度の周知 ・支援制度の周知と活用の推進	◆消費生活センター、女性相談支援センター、こうち男女共同参画センター「ソーレ」の相談窓口の周知を、カードやチラシ等の配布、広報誌や情報誌等への掲載、ホームページからの発信等により、広く県民に周知している	◆消費者行政活性化基金事業費 ◆DV被害者支援事業費	◆消費生活相談窓口の周知情報紙等の配布 ◆こうち男女共同参画センター管理運営費 ◆DV被害者支援事業費	◆効果的な広報手段の検討 ◆カードやチラシ等の配布への協力団体の拡大	◆広報・広聴課との連携による、コンビニ等との包括協定等を活用した、チラシ等の配布	◆広報・広聴課との連携による、コンビニ等との包括協定等を活用した、チラシ等の配布						・消費生活センター、女性相談支援センター、こうち男女共同参画センター「ソーレ」の相談窓口の周知 ・カードやチラシ等の配布、啓発誌や情報誌への掲載、テレビやラジオの活用など、さまざまな広報手段を活用した周知、啓発の実施	県民生活・男女共同参画課(森、谷脇-9651)	34